

北海道議會時報

第 10 卷 第 2 号

昭 和 33 年 2 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第10卷第2号(昭和33年)

— 第 2 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………1

特別委員会……………9

総合開発調査特別委員会

会
合

全国都道府県議会議長会……………10

九都道府県議会議事務協議会……………10

雑
録

地方行政疑義問答集……………11

予算について

図書室だより……………18

一
月
の
メ
モ

雑誌類総合目次(10)(32・7月～12月)

表紙写真

雪まつり

一札幌大通一

北海道議会議事事務局撮影

議会の動向

常任委員会

総務委員会

○一月八日 午前十一時二十分、第三委員室において協議会を開催、午前十一時五十分散会、委員長事故のため副委員長 泉谷順治（自民）

一般議事

財政課長より、三十三年度国費予算折衝の問題について説明を聴取の後、予算折衝のため委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、委員長に連絡の上、更に日程等について打合せをすることとした。

○一月二十九日 午前十一時二十分、第一委員室において開議、午後三時十五分散会、委員長 森川清（社）

一般議事

- ① 道警本部長より、道警本部所管事項について説明を聴取の後、委員長より、交通の事故防止に関連して運転免許証の交付制限及び更新期日、売春業者の転業並びに飲食店等の風俗営業の許可方針について、岡林委員（社）より、売春婦の更生対策について質疑、道警本部長より答弁。
- ② 泉谷副委員長（自民）より、昭和三十三年度予算に関する中央折衝の経過について報告、ついで総務部次長より、道議会議員選挙区の問題、市町村合併及び新市町村建設の問題並びに、昭和三十三年度道開発予算の問題等について、財政課長より、道開発予算に関する大蔵省査定の状況について、地方課長より、道議会議員選挙区改訂の問題についてそれぞれ説明を聴取の後、塚田委員（社）より、道議会議員選挙区改訂は原則どおり実施するかどうか、また支庁、市の区域どおりとすればその人口割合において相当な差があると思うがその考え方について、堀委員（社）より、選挙制度調査会答申案（二）の半数に満たない場合の措置、答申案に基づく法律の改正に対する見通しについて、大久保委員（自民）より、議員一人当りの人口を遙かに下廻る人口で新市ができると支庁と市の人口差がひどくなり好ましくないとの批判もあるがこれに対する考え方についてそれぞれ質疑、総務部次長、地方課長より答弁、委員長より、選挙区の問題については各委員充分検討されたい旨を述べ、請願、陳情の審査は第一回定例会までに委員会を開いて審議することとした。
- ③ 地方競馬運営委員の推薦について諮り、堀（社）大久保（自民）の両委員を推薦することに決定した。

厚生委員会

○二月六日 午後一時二十一分、第三委員室において開議、午後三時五

十一分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

一般議事

- ① 昭和三十三年度厚生省関係国費予算要求概況について両部の懸案事項すなわち中央折衝に関係ある問題に関し、民生部長及び社会課長、福祉課長、保険課長より民生部所管について、衛生部長及び医务薬事課長、保健予防課長、環境衛生課長より衛生部所管に関し、それぞれ説明を聴取、ついで橋本副委員長(社)より、国立厚生年金病院の設置予定地について、小島委員(社)より、厚生年金病院及び光明寮建設の際には地元負担金はいらぬのかどうかについて、和平委員(社)より、生活保護施設及び児童福祉施設等の事務職員には寒冷地手当等が支給されていない問題、売春法実施に伴う性病対策費の減額分を売春業者等の転向対策費に振向けることは出来ないか等について、中山委員(自民)より、国立光明寮の本道誘置問題、厚生年金病院設置に関し候補地である札幌市の意向等についてそれぞれ質疑及び意見があり、民生部長、衛生部長より答弁。
- ② 予算折衝及び樺太引揚者の舞鶴出迎えのための委員派遣の件並びに衛生公社の問題等について協議を行うため、午後二時三十八分一旦休憩(休憩中協議)、午後三時四十六分再開後、衛生公社の負債整理については委員会の意見を取入れて理事会で更に折衝することとし、中央折衝及び引揚者出迎えの派遣委員等については次のとおり決定した。

中央折衝派遣委員

第一班(自一月七日十日間)委員長及び中山(自民) 和平(社) 各委員

第二班(自一月十二日九日間)橋本副委員長(社) 及び高田(社) 深山(自民) 各委員

引揚者出迎え派遣委員

第一班(自一月十一日八日間)中山(自民) 小島(社) 各委員
中山委員は東京より引続き舞鶴に向う。

第二班(自一月二十一日八日間)太田(社) 深山(自民) 各委員
深山委員は東京より引続き舞鶴に向う。

③ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

商工労働委員会

○一月二十八日

午前十一時四十五分、第三委員室において開議、午後四時十分散会、委員長 大島三郎(自民)

一般議事

- ① 商務課、工業課、資源課の機構及び分掌事項について、それぞれ各課長より説明を聴取の後、高橋(源)委員(自民)より、卸売市場の指導監督権一元化問題のその後の経過、山内委員(社)より、輸送関係業務に関し商工部の所管範囲、山本委員(自民)より、能率指導所の運営について、秋山委員(協ク)より、金融難のため破産状態にある業者の救済対策について、それぞれ質疑があり、商務課長より答弁。

②

昭和三十三年道費予算の要求概算について商務課長より商務課所管に關し説明を聴取の後、午後零時四十五分一旦休憩、午後一時五十分再開、松尾委員（自民）より、北海道博に対する東南アジア諸国の関心が薄いことに關連して東南アジア特設館の設置計画の有無及びこの問題を含め諸計画について道と市の連絡は緊密にとれていくかどうか、北日本航空株式会社の減資問題と道の出資金との関係及び全日本航空輸送株式会社との対等合併の可能性、ミンク協会への助成金百万円の使途、關連してミンク問題の隘路は生産増大に対する指導面にある旨、外客接遇費減少の理由等について、高橋（源）委員（自民）より、北信連に対する金融助成問題について、山本委員（自民）より、支庁に産業課を設置し中小企業相談所助成金を減らす問題についてのその後の経過及び相談所助成金について三十二年並の額を要求する根拠、中小企業会館の建設に關連してこの中に何を包含するのか、またこれに準ずるものをプロック別に作る意思の有無について、山内委員（社）より、中小企業会館設置についてはその使途よりみてなお慎重な検討を要する旨、貸金業監督指導費に關連して闇金融の取締り問題等について、それぞれ質疑及び意見があり、商務課長、商務課次長より答弁の後、商務課関係の重点事項については後でとりまとめることとした。ついで工業課長より工業課所管に關し、工業試験場場長より工業試験場関係に關し、北海道計量検定所長より計量検定所関係に關しそれぞれ説明を聴取の後、山本委員（自民）より、中小企業設備合理化促進費を特別会計にする問題の見通し、機械工業振興対策における対象業種等について質疑及び意見があり、工業課長より答弁、次に資源課長より資源課所管に關し、地下資源調査所長より地下資源調査所関係に關しそれぞれ説明を聴取、ついで新川委員（社）より、地下資源開発調査費について、委員長より、新規に電力料金対策費を設けた意図、電力協議会の内容等について質疑及び意見があり、資源課長、地下

資源調査所長より答弁、労働部関係については明日の委員会において説明を聴取することとした。

③ 新川委員（社）より、北海道貨物定期航路助成措置問題、空港整備費予算問題、日ソ貿易促進問題に關する中央折衝の経過について報告があつた。

④ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 日ソ定期航路の開設に際しては函館港を寄港地に指定の件

函館市商工観光課長

(2) 中小企業相談所に対する道費補助に關しては昭和三十一年度の補助額を下廻らないよう配意方について

札幌商工会議所総務課長

○一月二十九日 午前十一時十五分、第三委員室において開議、午後一時十三分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

① 労働部長より、昭和三十三年労働部重点施策事項について、労働課次長より、昭和三十三年度予算要求概算に關し労働課所管について、それぞれ説明を聴取、ついで委員長より、要求予算のうち重点事項について、松尾委員（自民）より、北海道労働運動史の刊行予定部数、組合名鑑の作成問題（關連して、山内委員（社）より、意見があり）、等について質疑及び意見があり、労働課次長より答弁、次に職業安定課長より職業安定課所管について説明を聴取、ついで宮坂委員（自民）より、季節労働者等にかかわる被保険者資格の取得条件問題と本道事業に及ぼす影響に対し適切な対策を願いたい旨（村本副委員長（社）より、關連質疑があり）及び労働者の頻繁な職場移動に対する指導問題等について、松尾委員（自民）より、中、高校卒業生の就職対策、内地労働者が多数道内に入ってきているこ

とに関連して道内労働者の就業問題等について、秋山委員(協ク)より、職業補導所については民生部のもとと競合しないかどうか、山内委員(社)より、女の日雇のため託児所が必要である旨、失業対策事業費に関し八・四増の根拠及び増額方(村本副委員長(社))より、関連質疑があり)等について、それぞれ質疑及び意見、要望があり、労働部長、職業安定課長、失業保険課長、労政課次長より答弁の後、委員長より、季節労働者の失業保険にかかわる問題については理事者で充分検討されたい旨を述べ、ついで失業保険課長より、失業保険課関係予算について説明を聴取の後、中野(与)委員(社)より、失業保険の未適用事業所が二千五百件もある理由について質疑、失業保険課長より答弁、次に渉外労務対策室長より渉外労務対策関係予算について説明を聴取の後、商工、労働両部の重点事項については暫く状況をみただで決めることとした。

- ② 日ノ定期航路開設に関する件について中央折衝することとし、派遣委員は委員長及び宮坂(自民)高橋(源)(自民)新川(社)各委員、日程については委員長一任と決定、次期委員会を二月十七日頃開催することとした。
- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 日ノ定期航路の開設に際しては小樽港を寄港地に指定の件
小樽市 助役
- (2) 農業協同組合法第十九条第二項の改正反対について
北海道東部雑穀澱粉商工業組合理事長

農務委員会

○一月六日 午前十一時十五分、第二委員室において開議、午後二時十分散会、委員長 二瓶栄吾(協ク)

一般議事

- ① 昭和三十三年度農業関係国費予算(寒冷地農業振興対策費予算)の要求状況に關し説明を求め、農政課長より寒冷地農業振興対策室関係について、畜産課長より畜産局関係について、農業改良課長より振興局関係について説明を聴取、ついで委員長より、農家負債整理対策問題のその後の経過及び道の関係業務担当部課、道東災害対策に關しその後決定せるもの等について、児玉委員(自民)より、明年度農業関係予算要求総額及びこれが全部通つた場合の道負担額、予算折衝推進の方法等について、それぞれ質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁。
- ② 農業改良課長より、国立畑作試験場設置問題に關し現在までの経過について説明を聴取、ついで本問題の対策方針について意見交換の後、後刻休憩して協議の上決定することとした、(午後零時四十分より午後二時五分まで休憩の上協議)再開後、当委員会は道の最高権威者、道知事、農林省三者の意見統一された候補地を了承することについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ③ 常任委員改選に伴う競馬委員改選の件について諮り、協議の結果選衝委員の指名推選の方法により全員改選することとし、選衝委員に坂下副委員長(社)及び桶谷委員(自民)を選出、ついで両選衝委員より指名推選された佐久間(自民)舟木(社)堀野(社)各委員を新競馬委員とすることに異議なく決定。
- ④ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。
- ⑤ 明年度農業関係国費予算獲得の中央折衝について次のとおり決定。

第一班

派遣期間 一月七日より十六日まで十日間

派遣委員 委員長及び坂下副委員長(社) 佐久間(自民) 堀野(社)

各委員

第二班

派遣期間 一月十四日より二十三日まで十日間(未確定)

派遣委員 杉本(自民) 橋本(正)(社) 各委員の外蒔田(自民)

児玉(自民) 各委員の内一名

〇二月二十七日

午後一時三十五分、第三委員室において開議、午後二時五十三分散会、委員長 二瓶栄吾(協ク)

請願、陳情の審査

陳情

第八九九号 厚岸集約酪農地域に家畜防疫並びに救済対策の件

(採 択)

第九〇〇号 昭和三十三年度設置農業倉庫に対し道費助成の件

(採 択)

試験場関係の請願第六十六号、第三百六十五号、第四百十九号、第四百二十二号、第四百七十七号、第四百八十一号、第四百九十五号、陳情第六百四十五号、第六百六十一号、第八百五十九号、第八百六十号、第八百六十一号の十二件については目下試験場再建整備計画を作成中でもあるので一括保留とするにととした。

一般議事

① 昭和三十三年度農業関係国費予算獲得中央折衝の経過について派遣委員より書面により報告、ついで最終査定予算額及び決定までの経緯等について農務部長、農業改良課長、農政課長、畜産課長より報告を聴取の後、蒔田委員(自民)より、現在町村毎にある相談所は農業改良助長法の改正によつて合併されることになるか、または従来どおり存続されるかどうかについて、委員長より、寒冷地融資

貸出に伴う普及員の増員問題に対する道の措置について、橋本(正)委員(社)より、土地改良費の利子補給は既貸付分をも対象とする

かどうかについて質疑があり、農業改良課長、農政課長より答弁。

② 国立畑作試験場の候補地問題については最終結論が出る時に報告を聴取することとし、委員長より、結論を早急に出されたい旨を要望。

③ 次期委員会は二月七日に開催する予定とし、その際農務部の機構一覧表を提出して貰い説明を聴取することとした。

建設委員会

〇一月二十八日

午後一時二十二分、第一委員室において開議、午後二時三十分散会、委員長 中牧保(自民)

一般議事

① 委員長より、北海道離島航路整備会社設立問題に関する中央折衝の結果について報告、ついで昭和三十三年度建設関係国費予算獲得折衝の結果に関し、土木部長より土木部関係について、住宅課長より建築部関係について、それぞれ報告を聴取。

② 公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置について住宅課長より説明並びに協力方要請を聴取の後、本問題を二月初旬東京において開催される九都道府県議長会に提案し関係方面への要請を願うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 斎藤委員(社)より、公共事業に従事する建設業者の中で稼働賃金未払いの者があるが、これら業者に対しては何らかの罰則措置を講ずべきである旨(関連して、川口委員(自民)より、工事現場の

商店に対し品物購買代金を未払の業者にも厳重注意を与へるべきである旨)、関連して賃金未払の場合の責任は下請、親請、両業者のどちらにあるかについて意見及び質疑があり、土木部長、住宅課長より答弁。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 北海道離島航路整備会社に対する補助金交付方について
日本定期船協会副会長

農地開拓委員会

○一月六日 午後一時三十五分、各派交渉室において開議、午後二時四十分散会、委員長 笠井幸衛(社)

一般議事

総務課長より、昭和三十三年食糧増産対策費概算要求の農林省案及び開発庁案について説明を聴取、津川委員(社)より、両案に開きのある点を指摘、第二次五カ年計画との関係及び道の支持する案(関連して、岩田委員(自民)より、総合開発委員会では常任委員会が同一行動をとることが好ましいとの意見であつた旨を述べた)、不用地返還の方法、及び早急に解決すべき問題である旨(関連して、高橋(辰)委員(社)より、同様意見、徳中委員(自民)より、幌別の不用地返還は早急に行うべきである旨の意見があり)並びに開拓地における各事業は一貫して施工すべきである旨等について、委員長より、道、開発庁、農林省の入植戸数計画はそれぞれ異なるが問題は生じないか、また道は計画通り千二百戸を目標として進むのかどうかについて、岩田委員(自民)より、島松演習場の補

償問題の対策状況について、それぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長、土地改良課長、開拓経営課長、開拓計画課長、農地課長より答弁の後、昭和三十三年開拓関係国費予算に関する中央折衝の派遣委員、期日等について協議、この決定を委員長に一任した。

○一月三十日 午後二時十分、各派交渉室において開議、午後四時四十分散会、委員長 笠井幸衛(社)

一般議事

① 津川委員(社)より、昭和三十三年農地開拓関係国費予算獲得の折衝経過を報告、ついで総務課長より、食糧増産対策費予算の最終査定状況等について報告を聴取の後、朝日委員(協ク)より、全国枠のみ決定した補助事業費の配分は決つたかどうか、増田委員(社)より、小間地土地改良基金額について、津川委員(社)より、開拓不振地区対策の推進方法について、高橋(辰)委員(社)より、入植戸数関係を除く他部分の明年度予算は総体的に後退しているか前進しているかについて、それぞれ質疑があり、総務課長、開拓経営課長より答弁。

② 昭和三十三年農地開拓関係道費予算の要求状況に関し、開拓計画課次長、農地課長、土地改良課長、開拓経営課長、総務課長より、それぞれの所管(農地課長よりは、あわせて農業経営規模の適正合理化、農地制度維持方策要綱について)について説明を聴取の後、検討のため時間を要するので質疑等については明日午前十時より、委員会を開いて行うこととした。

○一月三十一日 午前十一時十三分、各派交渉室において開議、午後三時十五分散会、委員長 笠井幸衛(社)

一般議事

① 昭和三十三年道費要求予算について審議に入り、津川委員(社)

水産委員会

○一月三十日 午前十一時四十四分、第三委員室において開議、午後四時十八分散会、委員長 時田政次郎(社)

請願 陳情の審査

請願

- 第四七三号 中型機船底曳網漁業禁止区域拡大の件 (保留)
- 第五〇六号 基地産業として西カムにおける鮭ます漁業の全面的開放の件 (保留)
- 第五一一号 日本水難救済会道支部に対し助成の件 (採択)
- 第五一四号 陸上自衛隊静内町海域射撃演習場使用指定反対の件 (保留)

陳情

- 第六一三号 海区委員会書記の身分保償等要望の件 (保留)
- 第七五二号 小樽留崩根拠底曳の宗谷海区移転反対の件 (保留)
- 第八六九号 函館水試支場におけるイカプロセス中間企業化試験費予算化の件 (保留)
- 第八七〇号 静内町に自衛隊駐屯高射砲大隊の演習地誘致阻止の件 (保留)
- 第八七一号 釜地産業として西カムにおける鮭ます漁業の全面開放の件
- 第八七二号 太平洋十トン未満鮭ます流網漁業許可の件 (採択)
- 第八八三号 大樹町に漁港築設の件 (採択)
- 第八九〇号 水質汚濁防止法制定方要望の件 (採択)
- 第八九一号 沿岸災害復旧資金の償還緩和措置の件 (採択)

より、総体からみて特に重要な事項、開拓審議会費減額の理由、簡易軌道の維持管理対策及び簡易軌道のカ所致、特殊気象調査の方法、下層農の転落防止対策等について、堀田委員(自民)より、道費負担のもので特に重要な事項、国費予算の獲得に伴う道費負担は完全に出来るかどうか、不用地の早急返還を考慮すると同時に土地買収に対しては特段の配慮が必要である旨等について、高橋(辰)委員(社)より、新規入植及び既入植に対する重点的措置、零細漁民対策としての土地利用方策等について、それぞれ質疑及び意見があり、開拓計画課長、農地課長より答弁、午後零時二十六分一旦休憩、午後二時四十六分再開後、再び質疑に入り、増田委員(社)より、かん排事業等の団体委託実施方法、家畜導入と寒冷地農業対策関係費七億との関連等について、岩田委員(自民)より、信用のない開協に対する冷害資金の貸出しはどのようになるのか及び貸出条件について質疑、開拓経営課長より答弁の後一旦休憩、再開後、土地改良課長より、道営畑地かんがい事業について説明を聴取、ついで高橋(辰)委員(社)より、斜里、森両地区の残事業遂行のため全額道費負担とする場合の金額関連して自己負担の限界(関連して、委員長及び岩田(自民)津川(社)各委員より、残事業の遂行は是非必要であり、そのためには特別措置が必要であるとの意見があり)について質疑があり、土地改良課長より答弁の後、全国枠のみ決定しているものの配分問題及び個所付けの未決定分等について予算折衝を行うこととし、時期、派遣委員等については委員長に一任することとした。

② 委員長より、農務委員長から寒冷地農業対策問題は農林省に対策室ができて今後の活動が期待される、また今後の実行に当っては農務、開拓両部は充分連絡の上調整をとる必要があると申し入れがあつたので、協議の上具体化した際は相談したい旨を述べた。

陳情第八百七十一号については陳情者より取下げ願が出されたのでこれを了承。

一般議事

① 昭和三十三年度水産関係国費予算獲得に関する中央折衝の経過について水産部長より説明を聴取、ついで井野委員(社)より、技術普及員及び海区調整委員会職員の増減問題について質疑があり、水産部長、水産課長、漁業調整課長より答弁。

② 底曳禁止区域拡大実施促進問題、にしん混獲問題、太平洋沿岸鮭ます漁業の十トン未満については自由操業とする問題、太平洋沿岸鮭ます延縄漁業増枠問題、沿岸漁民の西カム出漁問題等のその後の経過について水産部長より説明を聴取、ついで沖野副委員長(自民)より、にしん混獲問題に関し本道のにしん漁業に対してソ連が神経をたらしている現在底曳のにしん混獲規制措置をはずすことは妥当でない旨及び本問題に関連して漁船乗組員の漁業秩序維持問題に対する道の見解(関連して、委員長より、船員、漁夫等との歩合制賃金契約から派生する海域侵犯問題に関し、最近の違反者たい捕事例及び処分状況について質疑があり)、冬にしん漁師対策に関し充分なる検討方、最近の宗谷方面における底曳によるたこ縄、すけそう刺網漁業の被害問題に関連して被害者に対する救済方法について考慮方及びこの度重なる事件の中央提示と現地の実態調査方(関連して、委員長より、監視船の配置状況と保安庁に対する要請状況について質疑があり)等について、阿部委員(自民)より、水産庁よりの禁止区域改訂調査班の来道予定時期及び調査方法(関連して、麻里委員(自民)より、調査の結果道案の改訂問題が出た場合道はいかなる態度をとるつもりかについて質疑があり)、ついで、川村委員(社)より、太平洋沿岸鮭ます漁業の十トン未満については自由操業とする問題に関する中央情勢、底曳船の違反操業に関連して労働賃金問題に関し労働部と話合ったことがあるかどうか等について質

疑及び意見、要望があり、水産部長、漁業調整課長、漁政課長より答弁の後、底曳船の違反取締問題について協議のため午後一時三分一旦休憩(休憩中協議)、午後二時四十五分再開。

③ 委員長より、一月災害による漁船被害の状況について説明を求め、水産部長、漁政課長より説明を聴取、ついで沖野副委員長(自民)より、僅かの費用で濶内整備が可能な漁港に対する今後の整備計画、漁港審議会委員の選任方法に関連して道が委員選任について意見を求められた事例の有無等について、麻里委員(自民)より、冬にしん沖刺漁業について現在までの漁獲成績及び不成功のため採算のとれない者に対する春にしん沖刺操業許可問題、春にしん沖刺操業の出願状況において昨年に比べ石狩、留萌地区は消極的となり網走、宗谷、後志地区等が積極的になつている原因の調査方等について、質疑及び意見、要望があり、水産部長、水産課長より答弁。

④ 底曳禁止区域改訂促進問題、太平洋沿岸鮭ます漁業の十トン未満については自由操業とする問題、にしん混獲問題等についての中央折衝及び底曳禁止区域改訂促進問題に関連して宗谷海域における底曳による沿岸側被害実情調査並びに静内町自衛隊演習地使用問題にかかわる現地調査を行うこととし、日程、派遣委員等については委員長に一任と決定。

文教林務委員会

○一月八日 午前十時五十九分、第三委員室において開議、午後零時五十分散会、委員長 河野辰男(社)

一般議事

① 財務課長より、昭和三十三年度教育費当初予算要求及び予算編成

に伴う重点基本事項の内容について説明を聴取の後、岩本委員（自民）より、学校給食の実施状況について、佐野委員（社）より、高校移管の予定校数とこれに関する新年度予算要求の状況について、中野（定）委員（社）より、新年度の教育予算と本年度の実績との比較についてそれぞれ質疑があり、財務課長より答弁、ついで総務課長より、新年度の教育関係国費予算に関する中央折衝の問題について説明を聴取して、一旦休憩、午後零時十二分再開。

② 林務部長より、昭和三十三年国費予算要求の内容について説明を聴取の後、福島委員（自民）より、樹苗安定対策費が昨年度より減額になつている理由、及び同経費が年間を通じて予算化されていない理由について質疑があり、林務部長より答弁。

③ 次に義務教育諸学校施設費半額国庫負担法の制定促進及び教育費の国庫補助獲得問題並びに林務部関係国費予算の中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣期間を次のとおり決した。

第一班

派遣委員 河野委員長（社）及び大沢副委員長（自民） 五藤（社）

中野（定）（社） 各委員

派遣期間 一月九日より十六日まで八日間

第二班

派遣委員 福島（自民） 伊藤（弘）（自民） 佐野（社） 渡部（社）

各委員

派遣期間 一月十四日より二十一日まで八日間

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 札幌盲学校の高等部校舎の早期建築方について

札幌盲学校 P・T 会長

(2) 追分高等学校の早期道立移管方について

追分町長

(3) 釧路教育会館の設置費に対する道費助成方について

釧路教育会館建設期成会長

(4) 札幌西高等学校の早期改築方について

札幌西高等学校改築期成会長

(5) 足寄高等学校の早期道立移管方について

足寄町長

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○一月三十一日 午前十時三十分、第一委員室において開議、午前十一時五十五分散会、委員長 岩本政一（自民）

① 委員長より、昭和三十三年度開発予算に関する中央折衝の経過については、全委員が上京して折衝に当たつたので報告は省略する旨を述べた後、財政課開発予算係長より、昭和三十三年度北海道開発事業費大蔵省要求額、北海道開発事業予算、開発関係予算直轄補助別区分、開発事業費負担区分概計、昭和三十三年度臨時就労及び特別失対予算額、産業経済費予算額の内容について説明を聴取、新川委員（社）より、一般には二百六十三億と公表されているが資料では事業費二百四十九億となつている理由について質疑、開発予算係長より答弁、委員長より、明日は本委員会の今後の運営について審議する旨を述べた。



全国都道府県議会議長会

○二月十六日 東京都議会第四委員会室にて幹事会を開催、次の事項を協議した。

- 一 昭和三十三年度地方関係予算について
- 一 都道府県議会議員の選挙区の調整について
- 一 地方制度調査会の答申に対する対策について
- 一 昭和三十三年度本会歳入歳出予算について
- 一 都道府県議会議員の報酬基準について
- 一 財政再建府県議長会の結成について

○一月二十九日 東京都にて第四十一回地方制度調査委員会を開催、まず坂下局長から都道府県議会議員の選挙区調整について、宇佐美茨城県議長から昭和三十三年度地方関係予算に関する運動経過について、それぞれ報告があり、ついで次の事項を協議研究した。

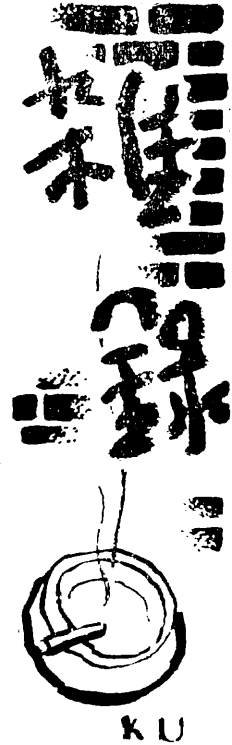
- 一 地方制度調査会の「地方制度の改革に関する答申」に対する措置について

- 一 地方議会議員に対する退職金について
- 一 地方議会の正副議長の任期中交代制について

九都道府県議会事務協議会

○一月三十、三十一の両日 福岡県において開催、次の事項を協議した。

- 一 地方自治法第百十三条の規定による出席催告の具体的事例について
- 一 議場内出席者数の確保方法について
- 一 請願の紹介について
- 一 都道府県議会議員選挙区条例について
- 一 青少年保護育成条例について
- 一 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- 一 議員報酬改正動向等について
- 一 海外渡航議員に対する旅費等の支給について
- 一 議会費外より議会活動に支出される費目について
- 一 議員定員増加による議会議事堂及び議会関係施設等の改造について
- 一 新議員に配付する各種刊行物その他の企画及び予算措置について
- 一 議員の任期満了に伴う記念刊行物並びに記念品等の贈呈について
- 一 議員随行旅費について
- 一 その他



地方行政疑義問答集

予算について

① 予算の提出・委員会付記

予算提出の時期 (法二三四)

(昭和二八、二、二五自行行発第三八号)
熊本県東京事務所長宛 行政課長回答

問 地方自治法第二三四条第一項「普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前……三〇日までに当該予算を議会に提出するようにならなければならない。」とあるが、これは時間的余裕をもつて慎重に予算を審議することを得るよう措置することを定めたもので、強制規定ではなく、訓示規定と解釈してさしつかえないか。

答 また、やむを得ない事情のため、期間を短縮して年度開始前二五日までに予算を議会に提出した場合はどうか。

問 法定の期限を超過してから予算を議会に提出しても当該予算の効力に影響はないが、長は遅くとも法定の期限までに提出するようすべきである。

議員提出議案と予算措置 (法一一二)

(昭和二五、三、一八広連第一号)
呉市議会事務局長宛 行政課長回答

問 予算措置を必要とする議員提出議案が可決された場合、従来の行政実例は市長に当然に必要な予算案を議会に提出する義務はないとされ、その理由は第一一二条第一項の趣旨に反するためとされているが、市長が予算措置不可能と認める場合は第一七六条第一項又は第一七七条第一項の規定により再議に付することができるのであるから、市長は同規定により再議に付さない以上、予算措置を講ずる義務があと解するがどうか。

答 当該団体の条例が制定公布された場合及び当該事件が当該地方公共団体の義務に関する場合を除いて一般的には長は予算提出義務を負わない。

当初予算成立前における追加予算の提案 (法二三五)

(昭和二八、七、一自行行発第二〇四号)
留萌市長宛 行政課長回答

問 昭和二八年度の当初予算案を議会に提出した後、衆議院が解散されたため、その議員の選挙に要する経費を追加する必要がある場合であっても、当初予算の成立後でなければ、二八年度の追加予算案は提出できないか。

答 提出できるものと解する。なお、追加予算の議決は、当初予算の議決後でなければならぬから、念のため。

予算の分割付託 (法一〇九、一一〇)

(昭和二九、九、三自行行発第一六〇号)
山口県議会議員宛 行政課長回答

問 予算の分割審議の可否に関する法律の明示はないが、予算不可分の原則は当然のこととして法律の考えなかつた範囲に属する問題であつて条理違反と考えるがどうか。

答 予算は不可分であつて、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきものではない。

特別委員会における分科会の報告 (法一一〇)

(昭和二八、七、二自行政行発第二一七号)
(青森県東京事務所長宛 行政課長回答)

問 予算特別委員会で分科会を設け、審査を委嘱した場合、分科会で審査の報告をするとき(分科会主査から予算特別委員会に)結論(採決などを含めて)をつけて報告するのが通例であると思うが(法令上の審査そのものの意義から考えても)、一説には分科会は結論を出さず、経過だけを報告すべきであるという意見もあるもので、この点の適否について。

おつて、分科会に関する規程又は規定も何らなく慣例によるものである。
答 委員会条例又は会議規則に別段の規定がない限り、法律上はいずれでもよく、実情に添うよう措置すべきものと解する。

② 予算の修正と発案権

発案権の侵害 (法九七)

(昭和二九、五、一九日自行発第七七号)
(高知県総務部長宛 行政課長回答)

問 第九七条第二項により、議会在歳入歳出予算については増額して議決すること
も妨げないが、増額に伴う字句の添削修正は、本条の但書に該当するものか。
答 予算の原案にないあらたな事項を附加することを意味するものでない限りさしつかえない。

原案にないあらたな事項 (法九七)

(昭和三〇、一〇、一三自行政行発第六一八号)
(岡山県総務部長宛 行政課長回答)

原案にないあらたな事項とは、長の提出した歳入歳出予算に含まれていないか、又は事業の性質あるいは内容からみて明らかに原案では予想していない事項の意である。したがつて、このような事項について増額修正をすることは、提案権を侵害するものと解される。

増 額 修 正 (法九七)

(昭和二三、四、一〇)
(京都府地方課宛 自治課回答)

問 議会における歳入歳出予算の増額修正は、地方公共団体の長の発案権を侵さない範囲内において認められることになつたが、次の場合はいずれに該当するか。

- 一 歳出について
- 1 目節を新設して予算を増額する場合
- 2 既設の款項を増額したため予算総額の増額する場合
- 二 歳入について
- 1 税の賦課率も引き上げ予算も増額する場合
- 2 税の課税標準を増額し予算を増額する場合

答 1 原案にない事項を附加した場合は発案権の侵害となる。

- 2 原案にない事項があらたに附加されない限り、発案権の侵害とはならない。
- 二 発案権の侵害とはならない。但し、条例を改正しないで賦課率を変更するがごときは、違法又は収支執行し難い議決となることがあるであらう。

予算発案権と修正権 (法九七)

(昭和二六、一〇、二四地自行発第三四四号)
(千葉県総務部長宛 行政課長回答)

問 一 追加予算議決の際、既定予算中にある款項については新たに款項を起すこと

はさしつかえないとの見解と、この場合も新たに款項を起すことは長の発案権の侵害であるとの見解があるがいずれが正しいか。

二 同一の項内に新たに目を設け又は同一の目内に新たに節を設け若しくは同一の節内に新たに附記を加えることは発案権の侵害となるか。

答 一 後段お見込のとおり。

二 長の発案にかかわらずものについてはお見込のとおり。

予算の修正 (法九七)

(昭和二七、九、一八自行行発第三一〇号)
福井県総務部長宛 行政課長回答

問

予算の修正において節の附記を削除することはできないか。

答 設問の趣旨を了解しかねるが、節のみを単に削除するのであれば予算の修正としては何ら意味をなさないものと解する。

予算案の増額修正と発案権の侵害 (法九七)

(昭和二八、六、二七自行行発第一八〇号)
横浜市長宛 行政課長回答

問

予算の増額修正について、行政実例に「原案にない事項を附加した場合は発案権の侵害となる」とあり、予算書の款、項、目、節の附加はもちろん、附記中に記載されない事項であっても、原案が予想しない事項を附加した場合に該当すると解されるが、たとえば動物園費中で(附記には単に動物園購入費と説明してある。)

一 原案が猿六匹購入を予想しているのを九匹に増額修正しようとするとき。

二 原案がライオン二頭購入を予想しているのに対しライオン、キリン各一頭に修正しようとするとき。

答 一は発案権の侵害に該当せず、二は該当すると解してよいか。
お見込のとおり。

予算の増額修正の範囲 (法九七)

(昭和二五、八、一六自行行発第一七〇号)
愛媛県議会議事務局長宛 行政課長回答

問

予算附記事項中に更に附記を設け予算金額は増額修正しない場合においても、長の提出権を侵すこととなるか。

答 原案にない新たな附記事項たとえば原案に甲高等学校とあるのに、乙とか丙高等学校を附加する等の議決は、たとえ目節の金額に変更のない場合でも発案権の侵害となるものと解される。

予算の減額修正と発案権との関係 (法九七)

(昭和三〇、四、二自行行発第六四号)
滋賀県総務部長宛 行政課長回答

問

議会の歳入歳出予算の増額修正は第九七条第二項により長の発案権を侵さない範囲内で認められているが、次のような減額修正は発案権の侵害とならないか。

一 原案が道路新設改良費五〇〇万円付記A五〇万円、C一八〇万円の既決予算中A B二線の一二〇万円を減額する更正予算である場合、議員が更にC線の一八〇万円を減額する修正案を提出すること。

二 一の既決予算書に付記が明示されてなく、ただ市長の予算説明によつて、その内訳が示されている場合に、原案が道路新設改良費五〇〇万円中一二〇万円の減額更正予算であるとき、議員が更に一八〇万円を減額する修正案を提出すること。

答 お見込のとおり。

予算案の修正 (法九七)

(昭和二五、一二、二七自行行発第三五七号)
秋田県議会議事務局長宛 行政課長回答

問

一 水産試験場を甲地に設置する予算案に対し、その設置の予算額は変更せず、単に予算執行に当たっては、その設置の場所を甲地と確定せず民衆の世論を調査し

た後甲地又は乙地に設置すべしとの条件（又は（決議）を付した議決は提案権の侵害となるか。

二 予算案の科目及び金額は何ら修正することなく、甲の路線を修繕すると同附記を削除し、乙路線を修繕すると修正し又は甲乙の二路線を修繕すると修正することなく、単に説明の附記を修正した場合は提案権の侵害となるか。

三 予算案には何ら具体的な説明の附記がなく、別途提出した提案趣旨の説明書に、問二のごとき説明がある場合、同様の条件（又は決議）を付し、あるいは説明の附記欄にその旨を附加した議決は、提案権の侵害となるか。

答一 乙地に設置すべしとの条件は単なる希望意見と解すべきであるから、この限りにおいては提案権の侵害とはならない。

二 お見込のとおり。

三 一、二により承知されたい。

議会の予算増額修正に関する法第九七条第二項の解釈（法九七）

（昭和二六、九、四地自行発第二六四号）
小樽市警察署長宛 行政課長 回答）

問 昭和二十六年年度更正予算の歳出議案中、項警察費、目需用費、節備品費、附記諸車購入費が六〇万円計上（提案者としては本金額の使途内訳を具体的に記入せず、且つ、指揮官車一台、無電器一組の購入を認めていない）されてあるのに対して、議会においてこの諸車購入費を本格的に指揮官車一台及び無電器一組の購入を認め、これに必要な二九〇万円を増額修正を議決することは法第九七条第二項本文に照らし適法であるか。又は同項但書により提出権の侵害になるか。

答 所問の事実から判断すれば長の予算提出権を侵すものと解される。

議会の歳入歳出予算増額議決（法九七）

（昭和二五、一、一二自運行発第四号）
（福島県総務部長宛 行政課長 回答）

問一 歳入において国庫支出金「耕地災害復旧費補助」を増額してこれを財源とし別個の歳出「農道開設費」を同金額増額修正議決ができるか。この場合法第一

七七条に該当するか。

二 前項の場合において、歳入の国庫支出金「耕地災害復旧費補助」を国の公共事業割当（年間額）をこえて議会で増額修正議決をした場合は、法第九七条但書の越権議決となるか。又は第一七七条第一項に該当するか。

答一 前段、できない。後段、法第一七七条第一項に該当する。

二 後段お見込のとおり。

予算の修正（法九七）

（昭和二四、八、二五地白鳥第五号）
鳥取県知事宛 連絡行政部長 回答）

問一 議案を修正するに際し、修正の理由を具体的に説明せず、単に修正の必要を認めたからという抽象的の説明でよいか。

二 予算を修正する場合、款、項、目まで増減して節すなわち予算の基礎を詳細に記載した予算説明を修正しなくともよいか。

三 予算の修正に際し議会で、款、項、目まで修正し節の修正をせずして收支に伴う計数の整理は議長に一任すると議決した場合において

1 節の修正すなわち予算の基礎の修正が計数の整理という委任決議に含まれるものとして、議長が節の修正をしてもよいか。

2 修正の基礎をなす節の修正という重要な事項を県会自らなさずして議長に委任しうるものか。

四 修正の理由を述べず節の修正すなわち予算の基礎を修正せずして単に目以上の修正をしたものを有効な修正と認めることができるか。

五 県庁職員の超過勤務手当の知事提案額七、四〇五、九六一円を四、四〇五、九六一円に修正した場合、法第一七七条第二項のいわゆる義務費の減額と認められるか。

答一 修正権は、議会の権限に属するものであつて、修正についての説明が具体的にでなければならぬか。又は抽象的でよいかは、もつぱら、具体的な事実を徴して、これをなすべきものであるが、一般的には、修正の理由は少くとも長の説明と同程度に明確にすることが適当である。

二 適法ではないが適当ではないから、今後の修正においては、議会が節まで具

体的に修正する方法をとるべきである。

三 二により承知された。

四 長の発案権を侵害してはいないかぎりお見込のとおり。

五 職員に対し超過勤務手当を現実には支払う義務が生じている場合は義務費であるが、しからざる場合は、その費目は直ちに義務費に該当するといえないから、議会が修正することはさしつかえない。現実には支払義務が生じ予算に不足が見込まれたならば追加予算によつて措置すべきであろう。

予算案の組替修正 (法九七)

(昭和二八、四、六自行行発第六六号)
(秋田県議会議事務局長宛行政課長回答)

問 長から提出された特別会計予算案を否決し、それを一般会計予算案にそのまま組み替える修正は提案権の侵害となるか。

答 お見込のとおり。

条例の制定に伴う予算の増額修正の時期について (法九七)

(昭和二八、三、一六)
(熊谷市議会議事務局長宛自治庁行政課長電信回答)

問 二十八年度予算で、教育委員報酬を増額修正し、該支給条例を下旬招集予定の臨時会に、改正提案或いは提出させ、修正するのは差支えないか。

答 支給条例の改正前に予算の増額修正をすべきでない。

委員会の予算案修正 (法一〇九)

(昭和二五、一二、二七自行行発第三五七号)
(秋田県議会議事務局長宛 行政課長回答)

問 議案である予算案を所管ごとに分割して各委員会に審査を付託した場合、歳入を付託された甲委員会において、その歳入に関連して付託されない歳入を含めた修正案(この場合歳入にかかる委員会との合同委員会を開いている。)を甲委員会

として提出できるものと解してさしつかえないか。

答 予算の付託の方法について疑問があるが、予算に関するかぎりにおいては、さしつかえないものと解する外はない。

③ 雑

交際費の予算措置等について (法九六)

(昭和二七、二二、二三自行行発第一七八号)
(新潟県議 務部長宛 行政課長回答)

問一 自治体の長が年度末において交際費及び食糧費等の予算を超過し、現年度及び前年度の多額の未払金を生じ、年度末の三月三十日に追加予算を議会へ提出し、議会において三月三十一日これを否決した場合、これを翌年度において更に、過年度支出として追加予算に計上するは何等違法でないと思うがどうか。

答 法第二百三十七条の規定による予備費の支出を除く外、普通地方公共団体の長は、予算を超過して支出することは違法であるが、自治体の経費といふよりも、長個人の支出とみなすべきものは、別として、当該自治体の経費とみなすべき交際費等の未払金に関する債務の弁済は、翌年度において過年度支出として予算に計上する措置をとることは巴むを得ない。

問二 前項の見解が成立するものとして即ち前年度の予算超過の未払金を翌年度の追加予算に計上し更に議会においてこれを否決した場合の最も妥当な処置はいかにすべきか。

答 自治体の経費とみなされる限りは、違法支出に対する長の責任を追及するは格別、自治体は民事上の責任を免れることができず、予算上の措置を講ぜざるを得ないものと解する。

問三 議会において否決した交際費及び食糧費等の予算超過の未払金の業者に対する実際の支払責任者は普通地方公共団体であるが、又はこれが使用者である首長であるか。もしその際首長が退職した場合はその退職者個人であるかどうかなるべく詳細に承りたい。

答 予算に基かない交際費又は食糧費に関する違法の契約により自治体に損害を与

えた限りにおいては、長個人に責任があり、退職してもその責任を免れないものと解する。

地方自治法第二百三十九条の疑義について (法二二九九)

(昭和三七、一〇、一八自丁行発第一七七号)
長崎県総務部長宛 行政課長回答

問一 当該特別会計予算案の提出前に「何々特別会計を設けようとする」といつた議案を先議し、その議決後当該予算案を提案するものかどうか。

二 当初より「何々特別会計を設けようとする」といつた議案は提案せず、当該特別会計予算案のみを議決して適法なる措置であるかどうか。

答 特別会計設定の議案と、当該特別会計予算案を同時に議決すればよい。

特別会計の議決の要否について (法二二九九)

(昭和二八、三、一〇)
鹿児島県総務部長宛 自治庁行政課長電信回答

問 母子福祉資金の貸付等に関する法律第十二条に規定する特別会計設定については地方自治法第二百三十九条に規定する議会の議決を要するものと考えられるが、貴職の御見解を問う。

答 お見込のとおり。

(註 釈)

特別会計を設定する場合は、議会の議決を要するものとされる。但し、法律、命令に特別会計を設けることを必要とするものは、各々その規定に依り、議会の議決は要しないものであるが、本問の場合は、母子福祉資金貸付等に関する法律(昭二七・一一・二九法律第三五〇号)第三条の規定において「……………右の各号に掲げる資金を貸し付けることができる」として、その貸付は都道府県の任意であり、貸付をする場合においては、必ず特別会計を設けなければならぬ(同法第十二条第一項)ものであるから、この法律に規定はあつても、貸付事務自体を行うか否かは地方団体の任意であるため、法第二百三十九条所定の手続を要するものと解する。

「予算上の措置が適確に講ぜられる見込」の意味 (法二二九九の四)

(昭和三一、九、二八自丁行発第八二二号)
各都道府県総務部長宛 行政課長通知

問 「予算上の措置が適確に講ぜられる見込」とは具体的には次のどの段階をいうものであるか。

イ 長の主観においてその可能性があるとき。

ロ 具体的に予算案をつくつたとき。

ハ 関係予算案が議会に提出されたとき。

ニ 議会が議決したとき。

答 ハ お見込のとおり。

予算を伴う条例の議会の提案又は修正 (法二二九九の四)

(昭和三二、九、二五自丁行発第一五九号)
栃木県総務部長宛 行政課長 回答

問一 議会が予算を伴う条例の提案又は修正を行い、それを議決することは、

イ 違法であるか。

ロ 違法でないとするれば、不当であるかどうか。

二 前項の場合、知事はそれに応ずる予算上の措置を講ずべき義務を負うものであるか。

答一 議会が予算を伴うような条例その他の案件を提出する場合においても、地方自治法第二三九条の四第一項の規定の趣旨に則つて、予め長との連絡を図つて財源の見透等意見の調整をすることが適当である。

二 一により承知されたい。

予算各項の金額流用の議決 (令一六一)

(大正八、九、二七の行政実例)

予算各項ノ金額ハ会計年度経過後ニ在リテハ出納閉鎖前ト雖モ流用ノ議決ヲ為

スコトヲ得ズ。

補助金の予算審議と除斥 (法一一七)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
(各都道府県総務部長宛行政課長通知のうち)

問 地方公共団体の議会の議員が当該地方公共団体より補助金の交付を受けている某協会の会長或いは理事等の職にある場合、当該団体に対する補助金の計上されている予算の審議に当つては除斥されるか。

答 除斥されない。

提出案中の誤りと議会の審議 (法九六)

(昭和二九、八、三〇)
(広島県府中市長宛行政課長電信回答)

問 市長提出の予算案に錯誤(一部計算の誤り)があつたため議会が審議を拒否し、その撤回を命ずる議決は違法ではないか。

答 単なる一部の計算の誤り等軽微な誤りであれば正誤によりしからざれば撤回の上再提出すべきである。



圖書室だより

各官公庁その他よりの受贈圖書

| 圖書名 | 受贈先 |
|----------------------------|---------|
| 取書目録 十八号 | 内閣文庫 |
| 政調週報 三十号 | 自由民主党 |
| 政策月報 十一月 | 同 |
| レファレンス 八十三号 | 調査立法参考局 |
| 条約集 | 外務省 |
| 農業情報 五十四号 | 農林省 |
| 農業観測 三十二年下 | 同 |
| 農林図書資料月報 十、十一月 | 同 |
| 資料だより 六十号 | 同 |
| 林業時報 十一月 | 同 |
| 森林防疫ニュース 六十八号 | 同 |
| 林業新知識 五十号 | 同 |
| 鳥獣集報 一号 | 同 |
| 学校衛生統計報告書 三十一年 | 文部省 |
| 初等教育資料 九十、九十一号 | 同 |
| 教育委員会月報 八十六号 | 同 |
| 文部省刊行目録 十六集 | 同 |
| 施設月報 二十四号 | 同 |
| 義務教育人口の将来 | 同 |
| 学校給食費補助制度 三十二年 | 同 |
| 文部広報 一九六、一九八号 | 同 |
| 教育映画等目録 三十一年 | 同 |
| 郵政統計月報 九十五号 | 郵政省 |
| 通信文化新報 一九七、一九〇一、一九〇三、一九〇七号 | 同 |

| | |
|------------------|---------|
| 簡保みちのく 一四七号 | 郵政省 |
| 大阪郵政統計月報 十一月 | 同 |
| 海外通信だより 二十号 | 同 |
| 図書月報 十、十二号 | 同 |
| 地方制度の改革に関する答申 | 同 |
| 国会図書館公報 十、十一月 | 国会図書館 |
| 洋書速報 三六、三七、四〇号 | 同 |
| 納本週報 四四、四六号 | 同 |
| 海上保安庁公報 三九三、三九七号 | 海上保安庁公報 |
| 海上保安統計月報 八月 | 同 |
| 図書館だより 十月 | 同 |
| 厚生広報 二二、二四号 | 厚生省 |
| 厚生 一月号 | 同 |
| 地方自治通信 二十号 | 同 |
| 週刊労働 六二四、六二八号 | 労働省 |
| 通産統計月報 十、十一月号 | 通産省 |
| 日用品統計月報 十月号 | 同 |
| 皮革統計月報 十月号 | 同 |
| ゴム統計月報 十月号 | 同 |
| 建材統計月報 十月号 | 同 |
| 窯業統計月報 十、十一月号 | 同 |
| 出荷在庫統計速報 十一月号 | 同 |
| 生産統計月報 十、十一月号 | 同 |
| 鉄鋼統計月報 十一月号 | 同 |
| 百貨店販売統計月報 十一月号 | 同 |
| 石炭生産統計月報 十一月号 | 同 |
| 石炭需給統計月報 十一月号 | 同 |
| 繊維統計月報 十一月号 | 同 |
| コークス統計月報 十一月号 | 同 |
| 紙バルブ統計月報 十一月号 | 同 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 機械統計月報 十一月号 | 同 |
| 法律雜誌記事索引 九十一、九十三号 | 最高裁判所 |
| 業務研究 九十四号 | 電々公社 |
| 施設 十一月号 | 同 |
| 経営月報 六十七号 | 同 |
| 北海道自治 十二月号 | 道自治協会 |
| 自治春秋 十二月号 | 第一法規出版社 |
| 農家の友 一月号 | 農業改良普及協会 |
| 北海道農業研究 第十三号 | 道立農業研究所 |
| 旬刊広報 二四七、二四八号 | 道総務部道民課 |
| びぶろす 十二号 | 国立国会図書館 |
| 北海警友 十二月号 | 道警本部 |
| 調査月報 七十一号 | 拓銀調査部 |
| 通産旬報 一二六、一二七号 | 通産省 |
| 新刊ニュース 十一月下旬、十二月中旬号 | 富貴堂 |
| 労働力調査報告 十月号 | 総理府統計局 |
| さつぼろ経済 三十六号 | 札幌商工会議所 |
| 宮城県議会時報 十一月、十二月合併号 | 宮城県議会事務局 |
| 神奈川県議会時報 十七、十八号 | 神奈川県議会事務局 |
| 栃木県議会月報 八、九、十月合併号 | 栃木県議会事務局 |
| 群馬県議会時報 十一月号 | 群馬県議会事務局 |
| 奈良県議会時報 三十一号 | 奈良県議会事務局 |
| 滋賀県議会時報 四十四号 | 滋賀県議会事務局 |
| 鳥取県議会月報 十、十一月合併号 | 鳥取県議会事務局 |
| 大阪府会 十二月号 | 大阪府会事務局 |
| 長野県議会資料 七十五号 | 長野県議会事務局 |
| 静岡県議会時報 二十三号 | 静岡県議会事務局 |
| 石川県議会月報 二十一号 | 石川県議会事務局 |

雜誌類頁總合目次

第 10 号

昭和 32 年 7 月 ~ 12 月



北海道議會事務局

分類目次

| | | |
|---|-------|-----|
| 憲 | 法 | 1 頁 |
| 政 | 治 | 1 |
| 財 | 政 | 2 |
| 經 | 濟 | 3 |
| 地 | 方 行 政 | 4 |
| 法 | 学 一 般 | 6 |
| 産 | 業 | 8 |
| 教 | 育 | 9 |
| 国 | 際 | 10 |
| 勞 | 働 | 10 |
| 保 | 安 | 11 |
| 人 | 事 | 11 |
| 雜 | | 12 |

北海道議会議務局調査課編

憲 法

(年月欄内カツコの(括)は15日、(中)は中句号の意とする)

| 題 名 | 著 者 名 | 雑 誌 名 | 年月(巻号) |
|-------------------------------------|-------|--------|------------|
| 日本国憲法成立史 (45~53) | 佐藤達夫 | ジュリスト | 32.7~12 |
| 憲法調査会の性格 | 高柳賢三 | ジュリスト | 32.11 (15) |
| 憲法調査会の初会合開く | | 時の法令 | 32.9 (3) |
| 憲法調査会の第二回総会 | | 時の法令 | 32.10 (13) |
| 憲法調査会の第三回総会 | | 時の法令 | 32.10 (23) |
| 憲法調査会の第四回総会 | | 時の法令 | 32.11 (3) |
| 憲法調査会の第五回総会 | | 時の法令 | 32.11 (23) |
| 憲法調査会の第六回総会 | | 時の法令 | 32.12 (13) |
| 生存権保障の問題 | 小川政亮 | 自治研究 | 32.7 |
| 憲法は外国人が日本に入国する自由を保証していない | | 時の法令 | 32.8 (13) |
| セイロンの憲法 | 藤野重信 | ジュリスト | 32.9 (15) |
| 思想の自由に関する各国憲法の規定 | 菊井康郎 | 時の法令 | 32.11 (13) |
| 集会、結社、言論、出版、その他表現の自由に関する各国憲法の規定について | 岩立 勳 | レファレンス | 32.12 |

政 治

| | | | |
|-------------------------------------|----------|---------|-----------------|
| 国会の最高機関性 (一) | 田中正己 | 自治研究 | 32.12 |
| 第26国会法律の検討(座談会) | 石井照久 外4名 | ジュリスト | 32.8 (1) |
| 議員立法の文教関係法律五件 | 吉里邦夫 | 時の法令 | 32.8 (3) |
| 行政機構改革関係の二法案成立 | | 時の法令 | 32.7 (3) |
| 建設関係の議員立法二件 | 吉光 久 | 時の法令 | 32.8 (3) |
| 公労法17条に関する閣議了解 | 石川吉右衛門 | ジュリスト | 32.10 (15) |
| 閣議決定、閣議了解、閣議了承 | 林 修三 | 時の法令 | 32.11 (13) |
| 国会議員の不逮捕特権と拘留期間の延長 | | 時の法令 | 32.12 (13) |
| 公職選挙法のあれこれ (四・五) | 中尾忠司 | 北海道自治 | 32.7,8 |
| 小選挙区制の必然性と必要性 | 兼子秀夫 | 自治研究 | 32.7 |
| 政党その他の政治団体の選挙における政治活動の問題点について (上・下) | 渡瀬正和 | 北海道自治 | 32.7,8 |
| 政治資金規正法関係資料 (32.8.27) | | 地方行財政週報 | 32.9 (4) |
| 選挙制度の合理化と経済化 | 鈴木俊一 | 自治研究 | 32.10 |
| 行政事務としての選挙 | 皆川迪夫 | 北海道自治 | 32.10 |
| 投票所内における候補者氏名の掲示の違法と選挙の効力 | | 判例時報 | 32.11 (11) |
| 参議員全国区の由来 (1~2) | 佐藤達夫 | 時の法令 | 32.11 (3), (13) |
| 参議員全国区制成立過程 | 佐藤達夫 | レファレンス | 32.12 |
| ドイツ社会民主党組織規則 | 三沢潤生 | レファレンス | 32.8 |

| 題 名 | 著 者 名 | 雜 誌 名 | 年 月 (巻 号) |
|-----------------------------------|--------------------|-----------|-----------------------|
| 英国における行政上の契約 | 綿貫芳源 | 自治研究 | 32. 8 |
| イギリス国会における国防政策の討議 | 別府節弥 | レフアレンス | 32.10 |
| フランスの政務官制度 (上・下) | 根岸富二郎 | レフアレンス | 32.9,10 |
| イタリアの議会、大統領、内閣 | | レフアレンス | 32.11 |
| 財 政 | | | |
| 昭和32年度地方交付税算定上の 主な改正点及び算定上の注意点 | | 地方行財政週報 | 32. 7 (24) |
| 昭和32年度普通交付税の額の決定に関する調 | | 地方行財政週報 | 32. 9 (4) |
| 昭和31年度都道府県税徴収実績調 (概算) | | 地方行財政週報 | 32. 7 (24) |
| 昭和31年度の予算繰越の実際 | 宮元義雄 | 地方自治 | 32. 8 |
| 昭和31年度都道府県決算見込額調 | | 地方行財政週報 | 32.11 (20) |
| 昭和31年度市町村決算見込額調 (上・下) | | 地方行財政週報 | 32.12 (18), (25) |
| 昭和32年度府県税徴収実績調 (32.6末現在) | | 地方行財政週報 | 32. 9 (25) |
| 地方財政再建政策と中央集権 | 河 中 二 講 | 法 律 時 報 | 32. 7 |
| 府県の行財政を顧みて (座談会) | 兼子秀夫 外5名 | 自 治 時 報 | 32. 9 |
| 再建途上の府県財政を語る (座談会) | 道 財 政 課 長 外 2 名 | 自 治 時 報 | 32.10 |
| 地方財政運営雑感 | 小 林 与 三 次 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 本年度における財政再建計画の変更について | 長 野 士 郎 | 自 治 時 報 | 32.10 |
| 明年度予算の基本構想と地方財政 | 水 谷 國 一 | 北 海 道 自 治 | 32.11 |
| 地方財政再建の概況 (1~2) | 平 井 竜 | 自 治 研 究 | 32.11,12 |
| 地方財政再建政策の形成過程 (6) | 河 中 二 講 | 自 治 研 究 | 32.12 |
| 昭和32年度国税関係税制改正の概要 | 嵐 崎 潤 | 自 治 研 究 | 32. 7 |
| 固定資産評価基準の改訂について (上・下) | 森 岡 敬 | 自 治 時 報 | 32.7, 8 |
| 揮発油税と地方道路税の増税 | 吉 田 富 士 雄 | 時 の 法 令 | 32. 7 (23) |
| 合成樹脂製麻雀の税率を半減 | 茂 串 俊 | 時 の 法 令 | 32. 7 (23) |
| 租税徴収制度 (10~20) | | ジ ュ リ ス ト | 32.7~12 |
| 法人税の疑問点 | 沢 村 一 男 | 法 律 時 報 | 32. 9 |
| 租税法の解釈の動向 | 杉 本 良 吉 | 法 律 時 報 | 32. 9 |
| 租税立法はいかにあるべきか | 忠 佐 市 | 法 律 時 報 | 32. 9 |
| 抵当権付私債権と国税徴収権との関係 | 雄 川 一 郎 外 4 名 | ジ ュ リ ス ト | 32. 7 (15) |
| 抵当権と国税優先権再論 | 加 藤 一 郎 | ジ ュ リ ス ト | 32. 9 (1) |
| 最近における国税実務の諸問題 | 岩 尾 一 外 5 名 | 法 律 時 報 | 32. 9 |
| 中間報告と租税優先権 | 嵐 崎 潤 | 法 律 時 報 | 32. 9 |
| 租税優先権の改正の方向 (上・中・下) | | 時 の 法 令 | 32. 9 (3), (13), (23) |
| 租税優先権との沿革と外国制度 | 佐 上 武 弘 | 法 律 時 報 | 32. 9 |

| 題 名 | 著 者 名 | 雜 誌 名 | 年 月 (巻 号) |
|-----------------------------------|-----------|-------------|-----------|
| 補助金政策と行政過程 (1～完) | 阿 利 莫 二 | 法 律 時 報 | 32.8,10 |
| 昭和32年度市町村債の方向について | 高 木 勇 | 北 海 道 自 治 | 32. 9 |
| 国有資産等所在市町村 交付金及び納付金について (1, 2) | 島 垣 潔 | 北 海 道 自 治 | 32.10,11 |
| 道と札幌市の間の財政の実態について | 石 原 通 孝 | 北 海 道 自 治 | 32.10 |
| 三つの補正予算 | | 時 の 法 令 | 32.12 (3) |
| 公営企業、金融公庫法の創設とその運営 | 立 田 清 士 | 自 治 研 究 | 32. 8 |
| 金庫制度の運営をめぐる諸問題 | 大 高 義 賢 | 地 方 自 治 | 32. 9 |
| 赤字防止制度確立の必要 | 岡 田 純 夫 | 自 治 研 究 | 32.12 |
| 西独の連邦、邦、市町村間財政調整度 | 山 越 道 三 | レ フ ア レ ン ス | 32. 7 |
| スウェーデンとの二重課税防止条約 | 野 見 山 修 一 | 時 の 法 令 | 32. 8 (3) |

経 済

| | | | |
|----------------------|----------------|---------------|-----------|
| 国際景気の再検討 | 山 田 亮 三 | 時 の 法 令 | 32. 7 (2) |
| 増大する外貨借款 | | 東洋経済 統計月報 | 32. 7 |
| 香港経済と対中共貿易 | | レ フ ア レ ン ス | 32. 7 |
| 日ソ貿易とシベリア開発計画 | 神 戸 辰 雄 | レ フ ア レ ン ス | 32.10 |
| 昭和32年度下期の経済動向 | | 調 査 月 報 | 32.10 |
| 国際収支改善対策の二立法 | | 時 の 法 令 | 32.12 (3) |
| 外貨統計の作り方と外貨収支の予測方法 | 犬 田 章 | 東洋経済 統計月報 | 32.12 |
| 現行外国為替管理制度をめぐる諸問題 | | レ フ ア レ ン ス | 32. 7 |
| 国際通貨調整 | 山 田 亮 三 | 時 の 法 令 | 32. 9 (3) |
| 調整の迫られる各国通貨の実勢 | | 東洋経済 統計月報 | 32. 9 |
| わが国の通貨制度の現状と貨幣法の歴史 | 荒 井 勇 | 時 の 法 令 | 32.12 (3) |
| 英国公共企業体の最近の問題 | 山 本 勝 明 | レ フ ア レ ン ス | 32.10 |
| インドネシアの外資と外資政策 | | レ フ ア レ ン ス | 32.10 |
| 北海道経済動向 | | 調 査 月 報 | 32.10 |
| 北海道における貧困生活の状況 | | 北 海 道 労 働 研 究 | 32.12 |
| 公共企業体 (公社) の現実課題 | 岡 部 史 郎 | 法 律 時 報 | 32. 7 |
| 札幌市民の生活はどうか | | 北 海 道 労 働 研 究 | 32.12 |
| 市部と郡部の生計費について | 小 華 和 洋 | 北 海 道 労 働 研 究 | 32. 7 |
| 戦前戦後の家計費資料比較 | | 東洋経済 統計月報 | 32.12 |
| 世帯規模と生計費 (1) 一単身者の場合 | 小 華 和 洋 | 北 海 道 労 働 研 究 | 32.12 |
| 貧乏線の測定 | ベーター タウンゼント | 北 海 道 労 働 研 究 | 32. 7 |
| 人はどうして貧乏になるか | 波 見 雅 夫 | 北 海 道 労 働 研 究 | 32.12 |
| 貧困はどう救われるか | 石 井 勳 | 北 海 道 労 働 研 究 | 32.12 |

| 題 名 | 著 者 名 | 雜 誌 名 | 年 月 (巻号) |
|---------------------|---------|--------------|-----------|
| 消費者米価と生産者米価を一本に | 松 元 威 雄 | 時 の 法 令 | 32. 7 (3) |
| 消費者米価はこのようにして改訂された | 松 元 威 雄 | 時 の 法 令 | 32.10 (2) |
| 内外統計資料 | | 東洋経済 統計月報 | 32. 7 |
| 急落した卸売物価 | | 東洋経済 統計月報 | 32. 9 |
| 輸出入取引の秩序を確立する | 吉 国 一 郎 | 時 の 法 令 | 32.10 (3) |
| 輸出水産物の品質改善を促進 | 宮 下 義 勝 | 時 の 法 令 | 32.10 (2) |
| 家計からみた消費動向 | | 東洋経済 統計月報 | 32.12 |
| 安売合戦の防止 | 林 義 雄 | 時 の 法 令 | 32.12 (3) |
| 戦後におけるソビエトの租税及び生活水準 | 天 谷 章 吾 | レフアレンス | 32.11 |
| 西独の物価政策 | 永 川 秀 男 | レフアレンス | 32.12 |
| 競売業者 (ブローカー) の実態 | 山 本 実 一 | ジュリスト | 32. 8 (1) |

地 方 行 政

| | | | |
|-----------------------------|----------------------|-----------|----------|
| 第26回国会で成立した 地方自治関係法律について | 林 修 三 | 自 治 時 報 | 32. 7 |
| 行政の集権化と地方自治 | 伊 藤 清 | レフアレンス | 32. 8 |
| 憲法と地方自治 | 林 修 三 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 自治論議十年の回顧 | 愛 川 重 義 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方自治施行十周年に寄せて | 成 田 一 郎 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方自治十年の功罪 | 永 島 寛 一 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方自治十年の歩み | 堀 家 嘉 郎 | 北 海 道 自 治 | 32.10 |
| 地方自治十年の回顧と展望 | 鈴 木 俊 一 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 施行十年に当り新自治制度の功罪について | 大阪市長外 ⁴ 氏 | 自 治 時 報 | 32.12 |
| 地方自治と圧力団体 | 井 上 縫 三 郎 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方自治に対するわが党の主張 | 門 司 亮 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方自治と政党 | 小 島 憲 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方自治と庶民生活 | 船 田 文 子 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 本年度の地方自治の回顧 | 降 矢 敬 義 | 地 方 自 治 | 32.12 |
| 地方行政運営の指導理念 | 藤 井 貞 夫 | 自 治 研 究 | 32. 8 |
| 地方行政管理論一序説 | 藤 井 貞 夫 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方行政と中央統制 | 大 村 襄 治 | 自 治 研 究 | 32.10 |
| 地方行政の展開過程 | 岸 晶 | 自 治 研 究 | 32.10 |
| 地方行政の進路 | 挟 間 茂 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 地方行政の出発点 | 岸 晶 | 自 治 研 究 | 32.11 |
| 府県行政の実態 | 内 山 岩 太 郎 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 府県の行政水準は維持されているか (上・下) | 児 玉 政 介 | 自 治 時 報 | 32.10.11 |

| 題 名 | 著 者 名 | 雜 誌 名 | 年 月 (巻号) |
|------------------------------------|-----------|-----------|------------|
| 地方の行政水準 | 荻 田 保 | 自 治 研 究 | 32.11 |
| 31年度都道府県の事業の実施状況及び財源調 | | 地方行財政週報 | 32.11 (27) |
| 道州制と府県制 | 法 貫 三 郎 | 北 海 道 自 治 | 32. 8 |
| 地方制度調査会と府県制度の改革論 | 佐 久 間 彊 | 自 治 時 報 | 32. 9 |
| 地方制度改革に関する答申 (32.10.18) | | 地方行財政週報 | 32.10 (23) |
| 広域行政雑感 | 平 貞 蔵 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 府県制度の改革について | 佐 久 間 彊 | 時 の 法 令 | 32.11 (13) |
| 地方案主張の理由 | 三 好 重 夫 | 自 治 時 報 | 32.12 |
| 府県統合案主張の理由 | 田 中 二 郎 | 自 治 時 報 | 32.12 |
| 新しい地方制の探究 (答申「地方」案批判) | 鯨 山 政 道 | 自 治 時 報 | 32.12 |
| 新市町村建設の計画化 | 中 村 啓 一 | 自 治 研 究 | 32. 7 |
| 町村合併の成果 | 湯 河 元 威 | 地 方 自 治 | 32.10 |
| 町村合併の形式に関する調 (32.9.1現在) | | 地方行財政週報 | 32. 9 (18) |
| 市町村の廃置分合調 (自32.8.2 至32.9.1) | | 地方行財政週報 | 32. 9 (18) |
| 市町村の増減数調 (32.8.1現在) | | 地方行財政週報 | 32. 8 (14) |
| 市町村の増減数調 (32.9.1現在) | | 地方行財政週報 | 32. 9 (18) |
| 市町村の増減数調 (32.11.1現在) | | 地方行財政週報 | 32.11 (13) |
| 町村合併月別減少町村数調 (32.9.1現在) | | 地方行財政週報 | 32. 9 (18) |
| 各都道府県における町村合併進捗状況総括表 (32.8.1現在) | | 地方行財政週報 | 32. 8 (14) |
| 各都道府県における町村合併進捗状況総括表 (32.9.1現在) | | 地方行財政週報 | 32. 9 (18) |
| 都道府県における町村合併進捗状況総括表 (32.10.1現在) | | 地方行財政週報 | 32.10 (16) |
| 都道府県における町村合併進捗状況総括表 (32.11.1現在) | | 地方行財政週報 | 32.11 (13) |
| 「標準」委員会条例、会議規則 (10~14) | 上 林 久 治 | 北 海 道 自 治 | 32.7,11 |
| 一事不再議についての疑問 (再論) | 高 辻 正 己 | 自 治 研 究 | 32. 7 |
| 地方議会の常任委員会への 委員の欠席は懲罰事由となるか | 綿 貫 芳 源 | 自 治 研 究 | 32. 8 |
| 自治法92条の2の解釈 | | 自 治 研 究 | 32.10 |
| 常任委員長の辞任又は選任手続 | | 自 治 研 究 | 32.10 |
| 議長当選決定方法の適否 | | 判 例 時 報 | 32.10 (11) |
| 議会の予算修正権 | 千 葉 恒 三 郎 | 北 海 道 自 治 | 32.10 |
| 地方自治法における請負禁止について (3, 4) | 久 世 公 堯 | 地 方 自 治 | 32.7,12 |
| 議会議員の請負禁止規定の運用について (上) | 菊 地 辰 夫 | 北 海 道 自 治 | 32.12 |
| 専 決 処 分 | 千 葉 恒 三 郎 | 北 海 道 自 治 | 32. 7 |
| 行政委員会の公聴会の機能 | 藤 田 晴 子 | 法 律 時 報 | 32. 7 |
| 常任委員会制度の類型 —イギリス型とフランス型— | 藤 野 重 信 | ジ ュ リ ス ト | 32.12 |

| 題名 | 著者名 | 雑誌名 | 年月(巻号) |
|-----------------------|--------------|-------|----------------|
| 地方団体連帯保障の理念 | 江部乙町 | 北海道自治 | 32.7 |
| 行政監察から見た行政運営について | 岡松進次郎 | 地方自治 | 32.7 |
| 首都圏の整備 | 吉岡恵一 | 自治時報 | 32.8 |
| 農村行政の社会的基礎 | 岸昌 | 自治研究 | 32.8 |
| 各都道府県人事委員会の予算繰越の実際 | 中島正郎 | 地方自治 | 32.8 |
| 農業委員会制度に関する若干の考察 | 山田嘉治 | 自治研究 | 32.9 |
| 農林補助金と地方自治 | 阿利莫二 | 自治研究 | 32.9 |
| 都市経営の基本問題 | 幸島礼吉 | 地方自治 | 32.10 |
| 市政の実態 | 戸川貞雄 | 地方自治 | 32.10 |
| 財産区について | 渡辺洋三 木戸喜代 | 自治研究 | 32.10 |
| 交際費 | 千葉恒三郎 | 北海道自治 | 32.11 |
| 標準行政費について | 及川謙三 | 北海道自治 | 32.11 |
| 河川水利行政の二、三の問題点 | 渡辺洋三 | 自治研究 | 32.11 |
| 首長及び議長の要望、一般有識者の要望 | | 自治時報 | 32.11 |
| 住民組織の問題(1~2) | 佐久間 強 | 自治研究 | 32.7,12 |
| 大都市の交通難緩和に駐車場制度 | 小林忠雄 | 時の法令 | 32.8 (2) |
| 新水道法逐条解説 | 為藤隆弘 | 自治研究 | 32.8 |
| 大都市の制度(五大市指定都市等)(上・下) | 町田 充 | 時の法令 | 32.12 (3), (4) |
| 水道の布設及び管理の適正合理化 | | 時の法令 | 32.10 (3) |

法 学 一 般

| | | | |
|-----------------------|---------------|-------|-----------|
| 汚職をめぐる法律問題 | 定塚 脩 | ジュリスト | 32.7 (1) |
| 「汚職」事件についての覚えがき | 野村正男 | ジュリスト | 32.7 (1) |
| 汚職発生の条件と基盤 | 杉浦 滋 | ジュリスト | 32.7 (1) |
| 脱税犯とその取締り | 高橋 勝好 | 法律時報 | 32.9 |
| 未解放部落における犯罪の一考察 | 繁田実造 | 法律時報 | 32.12 |
| 新中国の裁判と逮捕勾留手続 | 森川金寿 | 法律時報 | 32.8 |
| 勾留、保釈と人権の保障 | | 法律時報 | 32.9 |
| アメリカにおける猥褻な書籍に関する法と判例 | 時口康夫 | 法律時報 | 32.9 |
| 京都破防法事件判決の意義 | 宮内 裕 | 法律時報 | 32.7 |
| 最高裁判所の裁判管轄権の制限 | ロバート ストーリー | ジュリスト | 32.8 (1) |
| 裁判批判の再批判 | 中島健蔵 | ジュリスト | 32.9 (1) |
| 最高裁規則と法律 | 田中和夫 | 法律時報 | 32.12 |
| ニュース、ソースの秘匿に関する法律と手続 | | ジュリスト | 32.12 (5) |
| 行政法における権力性と技術性 | 和田英夫 | 法律時報 | 32.7 |

| 題名 | 著者名 | 雑誌名 | 年月(巻号) |
|-------------------------------------|-----------|--------|-------------------------|
| 行政法及び行政法学に対する疑問 | 戒能通齊 | 法律時報 | 32. 7 |
| 公物の法律関係における公法と私法 | 高田賢造 | 法律時報 | 32. 7 |
| フランスの公用徴収法 | 湯浅伸 | レファレンス | 32. 7 |
| 保険債権に対する抵当権の物上代位と 保険金請求権上の質権との関係 | 鴻常夫 | ジュリスト | 32.11 (1) |
| 判例にあわられたる生命、身体の価額(上・下) | 西井竜生 | ジュリスト | 32. 8 (15) 32. 9 (1) |
| 判例にあわられたる生命身体の価格 | 西井竜生 | ジュリスト | 32.11 (15) |
| 酩酊中の行為に対する刑事責任 | 植松正 | ジュリスト | 32.11 (1) |
| 最近の医学からみた酩酊犯罪について | 新井尙賢 | ジュリスト | 32.11 (1) |
| スウェーデンにおける禁酒法の概要 | 田中寿 | レファレンス | 32.12 |
| 米国における少年裁判所に関する諸問題 | 沼辺愛一 | 法律時報 | 32. 8 |
| 西ドイツ少年法に関する二、三の問題 | 波多野二三彦 | 法律時報 | 32. 8 |
| 東京地裁における不動産競売の実態 | 鉄鹿義明 | ジュリスト | 32. 8 (1) |
| 婚姻に関するフランス民法典改正草案の翻訳 | 野田良元 | ジュリスト | 32. 9 (15) |
| 低すぎる内縁の妻の慰謝料 | 下光軍二 | ジュリスト | 32. 9 (15) |
| 本人の署名押印のある偽造受取証書の 持参人に対する弁済の効力 | | 判例時報 | 32. 9 (1) |
| 地籍調査の推進体制を強化 | 堀内茂彦 | 時の法令 | 32. 7 (13) |
| 借地借家法改正に対する意見について | 加藤一郎 | ジュリスト | 32.10 (15) |
| 貸地借家法改正の動向 | 加藤一郎 外5名 | 法律時報 | 32.10 |
| 賃貸借の民法第541条 | 広中俊雄 | 法律時報 | 32.10 |
| 滞納処分と強制執行等との手続の 調整に関する法律 | 長谷部茂吉 外1名 | 法律時報 | 32. 9 |
| アメリカ証拠法の新しい立法動向 | 安部治夫 | 法律時報 | 32. 7 |
| 滞納処分と強制執行等との調整 | 中田秀慧 | 時の法令 | 32. 8 (23) |
| 滞納処分と強制執行等との手続調整法解説 | 佐上武弘 | 自治研究 | 32. 7 |
| 会社が合同する場合事前の届出を要求する法案 | | レファレンス | 32. 7 |
| 株金払込領収証について | 秦亘 | ジュリスト | 32. 7 (1) |
| 憂うべき外国意匠の模倣盗用 | 高田忠 | 時の法令 | 32.11 (23) |
| 英国における独占規制政策の動向 | | レファレンス | 32.11 |
| 共同抵当に関する疑問 | 香川保一 | ジュリスト | 32.10 (15) |
| 独占禁止法十年と今後のあり方(座談会) | 稲山嘉寛 外6名 | ジュリスト | 32. 7 (15) |
| 独禁法と回顧と展望 | 横山正俊 | ジュリスト | 32. 7 (15) |
| 独禁法総覧(資料) | | ジュリスト | 32. 7 (15) |
| 公正取引委員会の功罪 | 今村成和 | ジュリスト | 32. 7 (15) |
| 独占禁止法制の変遷問答 | 小林貞雄 | 時の法令 | 32.11 (3) |
| 株式会社の総財産の上に企業担保権 | 香川保一 | 時の法令 | 32.12 (23) |
| ダム使用権の法律的諸問題 | 国宗正義 | 法律時報 | 32. 7 |

| 題名 | 著者名 | 雑誌名 | 年月(巻号) |
|--------------------------------------|----------|--------|-----------------|
| 犬の加害と飼主の責任 | 高島平蔵 | 時の法令 | 32.9 (3) |
| 瑕疵担保責任の問題点 | 勝本正晃 | 法律時報 | 32.10 |
| 牧野買収の「相当性」について | 近藤康男 | 法律時報 | 32.11 |
| 農地買収における買収対価の 不当は処分の効力に影響がない | | 判例時報 | 32.12 (11) |
| 消防制度の改正とその構想 | 横山和夫 | 時の法令 | 32.12 (13) |
| 交通事件即決裁判手続の特色と実際 | 柏井康夫 | 法律時報 | 32.11 |
| 自動車抵当制度について | 山下考史 | 法律時報 | 32.11 |
| 自動車損害賠償保障法の運用状況 | 石川昭夫 | 法律時報 | 32.11 |
| 自動車運転者の注意義務 | 大塚仁 | 法律時報 | 32.11 |
| 自動車事故による損害賠償事件 | 村松俊夫 | 法律時報 | 32.11 |
| 運転者及び使用者の民事責任 | 四宮和夫 | 法律時報 | 32.11 |
| 鉄道営業法の問題点 | 山口真弘 | 時の法令 | 32.10 (23) |
| 法律および法律家に苦言を呈す | 宮沢俊義外5名 | ジュリスト | 32.8 (15) |
| 法の解釈と機能 | 岸昌 | 地方自治 | 32.9 |
| 法令公布の時期(上・下) | 佐藤功 | 時の法令 | 32.11 (3), (13) |
| 年間回顧(1957年) 制定法問題となつた 法律、法案、裁判、事件 | 宮沢俊義外16名 | ジュリスト | 32.12 (15) |
| 生き残つている許可認可等臨時措置法 | 菊井康郎 | 時の法令 | 32.11 (23) |
| 合衆国における法典編さん事業 | 石井五郎 | レファレンス | 32.9 |
| 船積、荷揚前後の法律関係 | 谷川久 | ジュリスト | 32.10 (1) |
| 危険の分配 一道路交通における一 | 谷口正考 | ジュリスト | 32.11 (15) |

産 業

| | | | |
|--------------------|------|--------|------------|
| 東北地方開発に三立法 | 今枝信雄 | 時の法令 | 32.7 (3) |
| 原子力開発体制を進める二立法 | 杉浦博 | 時の法令 | 32.7 (3) |
| 不振地区の開拓者の営農を振興 | | 時の法令 | 32.7 (13) |
| 開拓地の中小家畜導入資金にも融資保証 | 田中康夫 | 時の法令 | 32.7 (13) |
| 第二次農業団体再編成の結着 | 山田嘉治 | 時の法令 | 32.7 (23) |
| 土地改良制度の効率化と適正化 | 小野重和 | 時の法令 | 32.9 (13) |
| 土地改良の展開過程 | 旗手動 | レファレンス | 32.12 |
| 公有林の現状と問題点 | 塩田清隆 | 自治研究 | 32.9 |
| 市町村有林野の本質とその管理 | 倉田吉雄 | レファレンス | 32.9 |
| 森林計画制度合理化へ踏み切る | 田中康夫 | 時の法令 | 32.9 (23) |
| 牧野利用の現状と草問題 | 菊地昌典 | レファレンス | 32.9 |
| 道産除虫菊について | 勝田倫吉 | 調査月報 | 32.9 |
| 蚕糸業振興審議会を設置 | 田中康夫 | 時の法令 | 32.10 (13) |

| 題名 | 著者名 | 雑誌名 | 年月(巻号) |
|--------------------------------------|-------|---------|-----------|
| 農業災害補償制度の改正 | | 時の法令 | 32.11 ㉒ |
| 北海道中型機船底曳網漁業 総合対策の考えかたについて(上・下) | 安田 貴六 | 北海道自治 | 32. 7,8 |
| 小型船の苦境打開に海運組合を助成 | 鈴木 登 | 時の法令 | 32. 8 (3) |
| 第6次北洋鮭鱈魚の概況 | 富田陽太郎 | 調査月報 | 32.11 |
| 北海道における鮭鱈魚について | 富田陽太郎 | 調査月報 | 32.12 |
| 農林漁業組合の再建整備特別措置 | 田中康民 | 時の法令 | 32. 8 ㉓ |
| 紙パルプ産業の現状と問題点 | 今野日出男 | 調査月報 | 32. 7 |
| 合成ゴムの製造と育成 | 熊谷典文 | 時の法令 | 32. 7 ㉓ |
| 油脂製造工業(上・下) | | 調査月報 | 32. 8,12 |
| 鉄鋼の需給安定対策 | 山本友太郎 | レファレンス | 32. 8 |
| 大きくなる小型四輪自動車 | 宮田康夫 | 時の法令 | 32. 8 ㉒ |
| 港湾の整備について | 佐藤 肇 | 自治時報 | 32. 8 |
| 工場における生産性の向上について (日本ビール) | | 北海道労働研究 | 32. 8 |
| 北海道のコークス事情について | 佐藤良治 | 調査月報 | 32. 9 |
| 多目的ダムの建設、管理を一元的に | | 時の法令 | 32. 9 (3) |
| 電子工業の振興を図る | 渡辺全悦 | 時の法令 | 32. 9 ㉓ |
| 生糸製造の過剰設備を処理 | 小山義雄 | 時の法令 | 32.10 (3) |
| 札幌市水産、青果物卸売市場について | 勝田倫吉 | 調査月報 | 32.11 |
| 北海道特定工業地帯における 産業立地条件整備計画について(上・下) | 佐藤良治 | 調査月報 | 32.10,11 |
| 北海道の甜菜糖業について | 今野日出男 | 調査月報 | 32.12 |
| 総合工業の花形 | 山田亮三 | 時の法令 | 32.12 (3) |
| 牛乳、乳製品の需給調整対策を見る | 松田寿郎 | 時の法令 | 32.12 ㉓ |
| 道路整備十カ年計画について | 富樫凱一 | 自治時報 | 32.12 |

教 育

| | | | |
|---------------------------------|-------|--------|-----------|
| 義務教育の課題 | 内藤誉三郎 | 自治時報 | 32. 9 |
| 所謂義務教育費国家保障制度の構想について | 柴田 護 | 自治時報 | 32.11 |
| 学校給食の実施主体について | 中村 鎮 | 地方自治 | 32. 8 |
| 教員養成制度の現状と問題点 | 内田 普 | レファレンス | 32.11 |
| 科学技術教育の振興方策 | 関野房夫 | 時の法令 | 32.12 ㉓ |
| 小中学校の火災と宿直教員の譴責処分の正当性 | | 判例時報 | 32.10 (1) |
| 中学校助教諭が生徒を追跡連行する等の 所為と正当業務行為 | | 判例時報 | 32.10 ㉑ |
| アメリカにおける公教育の連邦管理(1~3) | | レファレンス | 32.8,10 |

| 題 名 | 著 者 名 | 雜 誌 名 | 年 月 (巻 号) |
|---------------------------------|-----------|---------|------------|
| 中共通商代表の指紋問題 | 一 又 正 雄 | 時 の 法 令 | 32. 7 (23) |
| ノールウエーとの間に通商航海条約 | 伊 藤 博 教 | 時 の 法 令 | 32. 8 (13) |
| おつとせいの捕獲に関する 日・米・加・ソ4国間の暫定条約 | 杉 原 真 一 | 時 の 法 令 | 32.10 (13) |
| 安全保障理事会における日本の役割 | 一 又 正 雄 | 時 の 法 令 | 32.10 (23) |
| 日米安全条約の国連憲章 との関係に関する日米交換公文 | 高 野 雄 一 | ジュリリスト | 32.11 (1) |
| 行政協定第17条第3項の裁判権の放棄 | | 時 の 法 令 | 32. 8 (3) |
| ピョートル大帝湾の内海編入問題 | 一 又 正 雄 | 時 の 法 令 | 32. 8 (23) |
| 国際海上物品運送法を一月から施行 | 野 木 新 | 時 の 法 令 | 32. 9 (23) |
| 海上運送人と荷主の利害の調整 | | 時 の 法 令 | 32. 9 (23) |
| 国際連合の軍事措置の二先例 | 関 野 昭 一 | レファレンス | 32.11 |
| 第七回国際刑法会議 | 木 村 亀 二 | 法 律 時 報 | 32.12 |
| フィリピンにおける外国投資 | | レファレンス | 32. 8 |
| 米・英・独における射倂事業 | | レファレンス | 32. 8 |
| 米連邦最高裁の自由への闘い | 河 原 峻 一 郎 | 法 律 時 報 | 32. 9 |
| イギリス国民保健事業の近況 | | レファレンス | 32. 7 |
| 英国における条約締結手続 (1~2) | | レファレンス | 32. 8,9 |
| 沖縄の土地収用令 | 田中英夫 外1名 | 法 律 時 報 | 32.10 |
| 国際民間航空の現状 | 阿 部 泰 夫 | 時 の 法 令 | 32.10 (23) |
| 行政協定をめぐる二つのトピック | | 時 の 法 令 | 32. 7 (13) |

労 働

| | | | |
|-------------------------------|-----------|--------------|------------|
| 賃金統計の読み方、使い方 | | 東洋経済 統計月報 | 32. 9 |
| 主要企業賃金調査 (32. 7現在) | | 東洋経済 統計月報 | 32.10 |
| 勤労者家計の赤字黒字 | | 北海道労働研究 | 32.12 |
| 地方公営企業職員の労働組合 の争議行為について | | 地方行財政週報 | 32.10 (9) |
| 公社労組等の「実力行使」は違法 | 辻 英 雄 | 時 の 法 令 | 32.10 (13) |
| 企業内訓練について (日本における現状と当社の現状) | 工 藤 佳 雄 | 北海道労働研究 | 32. 8 |
| 中小企業における製綿労働と能率向上の実情 | | 北海道労働研究 | 32. 8 |
| 中小企業団体組織法案の要解 | 長 橋 茂 男 | 北 海 道 自 治 | 32.12 |
| 中小企業団体組織法 | 金 沢 良 雄 | ジュリリスト | 32.12 (15) |
| 商工組合による中小企業者の組織強化 | | 時 の 法 令 | 32.12 (3) |
| イギリスの社会保障制度について (3) | | レファレンス | 32. 7 |
| 同情ストライキについて | 沼 田 稲 次 郎 | 時 の 法 令 | 32.11 (13) |

| 題名 | 著者名 | 雑誌名 | 年月(巻号) |
|-----------------|---------|---------|------------|
| 同情スト合法論に対する疑問 | 花見 忠 | ジュリスト | 32.11 (15) |
| 労働福祉事業団を設立 | 八木 高生 | 時の法令 | 32. 7 (23) |
| 職業訓練の現状と発展の方向 | 渋谷 直 蔵 | 時の法令 | 32.11 (3) |
| 道南におけるいも堀り労働者 | 糸 谷 浩 | 北海道労働研究 | 32.12 |
| 某漁網工場女子臨時労働者の実態 | | 北海道労働研究 | 32.12 |
| インド女子労働者の現状について | 深 沢 京 子 | レファレンス | 32. 7 |

保 安

| | | | |
|-------------------|-----------|------|------------|
| 風紀上好ましくない旅館の取締を強化 | 三 浦 英 夫 | 時の法令 | 32. 8 (3) |
| 虞犯少年の問題をめぐって | 森 田 宗 一 | 法律時報 | 32. 8 |
| 少年犯罪の実情と対策 | 小川太郎 外2名 | 法律時報 | 32. 8 |
| 社会的弱者の犯罪 | 横 山 定 雄 | 法律時報 | 32. 8 |
| 海上はこうして保安される | 吉 田 善 次 郎 | 時の法令 | 32.11 (13) |
| 警察の機構を見る | 町 田 充 | 時の法令 | 32.11 (3) |
| 情報源と防衛庁、汚職捜査と警察制度 | 戒 能 通 孝 | 法律時報 | 32.12 |
| 軽犯罪法は活動している | 日 原 正 雄 | 時の法令 | 32.12 (23) |
| 環境衛生の取締を強化 | 三 浦 英 夫 | 時の法令 | 32.10 (3) |
| 食品衛生の取締を強化 | 松 田 政 一 | 時の法令 | 32.10 (3) |

人 事

| | | | |
|---|-----------|---------|------------|
| 一般職の職員の給与に関する 法律の運用方針の一部改正について | | 地方行財政週報 | 32. 8 (7) |
| 昇給ストップをきめた県条例は違法ではない | | 時の法令 | 32. 9 (3) |
| 地方公務員の給与制度の改正について | 角 田 礼 次 郎 | 地方自治 | 32. 7 |
| 地方公務員の給与改訂について | 胡 子 英 幸 | 自治時報 | 32. 7 |
| 地方公務員の給与改訂について | 胡 子 英 幸 | 北海道自治 | 32. 8 |
| 地方公務員の倫理 | 天 野 貞 祐 | 地方自治 | 32.10 |
| 都道府県と市町村間並びに市町村相互間 における恩給在职期間の通算制度について | 野 村 綱 明 | 北海道自治 | 32. 7 |
| 恩給等の過誤払金の返還に特別措置 | 荒 井 勇 | 時の法令 | 32. 7 (23) |
| 軍人恩給の増額はどうか | 青 谷 和 夫 | 時の法令 | 32.12 (23) |
| 石炭手当資料 | | 北海道労働研究 | 32. 7 |
| 石炭並びに寒冷地手当資料 | | 北海道労働研究 | 32. 8 |
| 期末手当の増額通勤手当の支給を勧告 | | 時の法令 | 32. 8 (13) |
| 管理職手当 | | 時の法令 | 32.12 (23) |

| 題名 | 著者名 | 雑誌名 | 年月(巻号) |
|-------------------------------|---------|--------|-----------------|
| 共産党員であることを理由とする本採用の拒否は正当か | | 判例時報 | 32.8 (21) |
| 国家公務員の政治的行為についての新判例 | | 時の法令 | 32.11 (23) |
| 船舶職員法を大幅に改正 | 高野 晟 記 | 時の法令 | 32.9 (23) |
| 英・米・西独・仏・伊の国会議員の給与の種類とその額について | | レファレンス | 32.7 |
| イギリスの公務員(上・下) | 高 島 益 郎 | 時の法令 | 32.8 (13), (23) |

雑

| | | | |
|--------------------|-----------|--------|------------|
| 官庁庁舎の使用調整と立体化 | 猪 股 正 博 | 時の法令 | 32.7 (23) |
| 海岸保全について(4~6) | 鋤 柄 栄 | 北海道自治 | 32.7~9 |
| 生活保護運営上の問題点 | 尾 崎 重 親 | 地方自治 | 32.8 |
| 沖縄、小笠原の同胞に愛の手を | 岩 城 喜 雄 | 時の法令 | 32.8 (13) |
| 貨幣のデザイン | 山 下 宇 一 | 時の法令 | 32.8 (3) |
| 建国記念日 | 杉 山 晴 康 | 時の法令 | 32.8 (3) |
| モーターボート競走の射倅性を弱くする | | 時の法令 | 32.8 (3) |
| 競輪等の健全化と合理化 | 古 河 潤 | 時の法令 | 32.8 (13) |
| 準公共企業体の観念 | 杉 村 章 三 郎 | 自治研究 | 32.9 |
| 自然公園の総合体系成る | | 時の法令 | 32.10 (3) |
| ルーブルは金であるか | 桑 野 仁 | レファレンス | 32.11 |
| 国及び公共団体と宗教活動 | 有 介 遼 吉 | 時の法令 | 32.11 (23) |
| 許可制となつたドライブ・クラブ | 山 上 考 史 | 時の法令 | 32.12 (23) |
| 寄附募金行為の制度化について | 石 原 通 考 | 北海道自治 | 32.11 |
| 有線放送電話を規制する基本法 | 合 田 淳 一 | 時の法令 | 32.7 (23) |

一月のメモ

- 2 ○全道に猛吹雪、青函連絡船、列車等の欠航、遅延続出。
- 3 ○宗谷海域で小型漁船二十隻遭難。
- ヒラリー隊、南極点に到着。
- 西インド諸島連邦発足。
- 宗谷丸、氷海で立往生。
- 5 ○青函ダイヤ混乱。
- 6 ○日銀、大蔵省昨年中の国際収支を発表、五億三千三百万ドルの赤字。
- 7 ○帯広畜産大学長に田所哲太郎氏閣議決定（十日付発令）。
- 8 ○ピョートル大帝湾閉鎖問題で、ソ連、日本の抗議を拒否。
- 9 ○ア大統領議会へ一般教書送る。
- 10 ○道開発予算第一次内示開発事業費二百二十六億九千万円。
- 日・ソ漁業委代表団出発。
- 米アトラス発射に成功。
- 暴風雪全道をおそ、交通、通信マヒ。
- 12 ○ア米大統領首脳会談開く用意ありとソ連に回答。
- 13 ○ア大統領議会に対して予算教書送付。
- 那覇市長に兼次佐一（瀬長派）当選。
- 第二回日・ソ漁業交渉始まる。
- 14 ○樺太地区第三次帰国者五百四十五人を乗せた白山丸舞鶴に入港。
- 明年度道予算要求額まとまる。（総額七百九十七億八千万円）
- 藤山外相ら対イ賠償協定調印のためジャカルタへ出発。
- 17 ○道教育庁、道内生徒学力調査結果を発表、全国平均を下回る。
- 稚内沖で漁船沈没十五人行方不明。
- 18 ○道警、昨年の道内犯罪白書を発表。
- 外務省ピョートル大帝湾閉鎖問題でソ連に三たび抗議文手交。
- インドネシア閣議で日・イ平和条約案等を承認。
- 19 ○吹雪で道北地方の列車ダイヤ混乱。
- 札幌で看板飛び小学生二人が死傷。
- 三十三年度予算案、財政投融资、税制改正大綱閣議決定。
- 岸首相、閣議で一月解散は行わないと意向表明。
- 20 ○日本、インドネシア平和条約、賠償協定調印。
- 日・ソ漁業委、日本側漁獲量で十四万五千トン提案。
- ア大統領議会に年頭経済報告書送る。
- 道共済連役員の総辞任決定。
- 道稲作協会役員会で松村敏氏との絶縁を決定。
- 21 ○吉葉山引退声明。
- 米軍真駒内と千歳基地労働者二百四十二人の解雇通告。
- 旭川保健所全焼。
- 22 ○山中知事訪米視察から帰国。
- 檜山沿岸一帯に高波、船等に被害。
- 二十一日夜からの風雪により列車ダイヤ、青函連絡船の混乱、欠航相次ぐ。
- 23 ○社会党第一次衆院公認候補者二百二十八人の氏名を発表。
- 道警札幌方面本部売春業者ら一斉手入れ。
- 第十三回国体冬季スケート競技大会開く。（盛岡）
- 24 ○英米水爆の平和利用（熱核融合反応制御）実験に成功したと発表。
- 自民党大会開く。（東京）
- 25 ○ソ連五十七年度経済実績発表。
- 大相撲初場所に若乃花優勝。
- 淡路沖で南海汽船南海丸沈没遭難者百六十四人。
- 鏡里引退声明。
- 27 ○樺太地区第四次帰国者五百四十九人を乗せた白山丸舞鶴に入港。
- 二十六日夜からの強風で全国で船舶二十隻が遭難。
- 28 ○知事訪米視察を終えて帰道。
- 29 ○衆、参本会議で首相の施政方針及び外相、蔵相、経企庁長官演説。
- 予算案国会提出。
- 30 ○道農民同盟第十二回定期総会開く。
- 米國、人工衛生打上げに成功。
- 31 ○三十三年度経済計画大綱閣議決定。
- 道農民同盟定期総会終る。役員改選。
- 南樞観測本部宗谷丸の救援に外国船の救助依頼及び越冬隊収容に全力を尽すことに決定。
- （委員長須藤秀吉、副委員長安藤友之輔）
（高橋進、大平秀雄、書記長土方正夫）